

私立学校法の改正について

平成 26 年 4 月 2 日に、「私立学校法の一部を改正する法律」が公布され、同日施行されました。

今回の改正の趣旨は、「私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、学校法人が法令の規定に違反したとき等に、所轄庁が、当該学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする等の所要の改正を行ったものである。」とされています。昨年、運営が極めて不適切な学校法人に対して解散命令が出されるなど、学校法人をめぐる重大な問題が生じてきていることが改正の背景にあります。改正のポイントは以下の 3 点です。

1. 忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないことが明記されました。

2. 所轄庁による必要な措置の命令等

①学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができるようになりました。

②学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができるようになりました。

③措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければなりません。

3. 報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができるようになりました。

一見すると結構厳しい文言が並んでいますが、私学の自主性を尊重して、公共性を高めるといふ私立学校法の目的は変わるものではありません。あくまでも重大な問題を抱える学校法人に対して、所轄庁が適切に対応できるよう必要な規定の整備が行われたものです。

以 上